

認定第6号

平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月4日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要

平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算の状況は、歳入総額が23,692,480円で前年度より3,934,588円(19.9%)の増、歳出総額が20,945,673円で1,664,397円(8.6%)の増となり、歳入歳出差引額は2,746,807円の黒字となっております。

歳入の主な内容は、使用料及び手数料が3,989,372円で前年度より19,916円(0.5%)の増、繰入金が19,091,000円で4,019,000円(26.7%)の増、諸収入が135,492円で8,553円(6.7%)の増、繰越金が476,616円で112,881円(△19.1%)の減となっております。

歳出の主な内容は、農業集落排水事業費が15,339,089円で前年度より1,664,397円(12.2%)の増となっております。

歳入増の主な理由は、繰越金の減はあるものの、歳出に伴う繰入金の増及び使用料の増によるものです。歳出増の主な理由は、住宅の新築に伴うます設置工事費の増によるものです。

以上で、平成30年度南風原町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要報告といたします。